

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 給与
 - 第1節 俸給（第11条—第19条）
 - 第2節 諸手当（第20条—第35条の8）
- 第3章 給与の特例（第36条—第40条）
- 第4章 雑則（第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この給与等に関する規則（以下「規則」という。）は、国立大学法人室蘭工業大学職員就業規則（平成16年度室工大規則第10号。以下「職員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、国立大学法人室蘭工業大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の給与等に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

（給与の支払い）

第3条 この規則に基づく給与は、その全額を現金で直接職員に支払うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、給与支払いの際に控除する。

- （1） 法令で定めるもの
- （2） 労基法第24条第1項に規定する協定によるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、職員から申し出があった場合は、その者が指定する預金口座への振込みの方法によって給与を支払う。

（給与の種類）

第4条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 諸手当は、次の各号に定めるものとする。

- （1） 俸給の調整額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び長期出向等手当
- （2） 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当
- （3） 期末手当及び勤勉手当
- （4） 寒冷地手当
- （5） 入試手当、学位論文審査手当、作業環境測定業務従事手当、大学主催事業等従事手当、安全衛生巡視業務従事手当及び産業医業務従事手当

（給与の支給日）

第5条 俸給及び前条第2項第1号に掲げる手当は、一ヶ月（初日から末日までをいう。以下次項において同じ。）の分をその月の17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国立大学法人室蘭工業大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年度室工大規則第13号。以下「職員勤務時間規則」という。）第5条第1項第2号に定める休日に当たるときは18日に支給する。

2 前条第2項第2号及び第5号に掲げる手当は、一ヶ月の分を翌月の17日に支給する。ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が職員勤務時間規則第5条第1項第2号に定める休日に当たるときは18日に支給する。

3 前条第2項第3号に掲げる手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日に支給する。

4 前条第2項第4号に掲げる手当は、11月から翌年3月までの第1項に規定する給与の支給日に支給する。

（退職時等の支払い）

第6条 職員が前条に規定する給与の支給日前に退職し、又は解雇された場合であって、当該職員又は権利者から請求があったときは、前条の規定にかかわらず7日以内に支給する。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

(非常時払い)

第7条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、死亡その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、第5条の規定にかかわらず当該請求のあった日までの給与を支給する。

(給与の日割計算)

第8条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職(死亡による退職を除く。)し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給月額は、その月の現日数から職員勤務時間規則第5条第1項に規定する休日並びに国立大学法人室蘭工業大学職員の育児休業等に関する規則(平成16年度室工大規則第15号。以下「育児休業規則」という。)第12条第1項に規定する育児短時間勤務の勤務日以外の日(1週のうち5日間勤務する場合を除く。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、俸給の調整額、俸給の特別調整額、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当及び長期出向等手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 この規則に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額及びこれらに対する地域手当、広域異動手当、俸給の特別調整額、初任給調整手当、寒冷地手当及び長期出向等手当の月額合計額を155(1年間における1月当たりの平均所定勤務時間(育児休業規則第12条の規定により育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。))は、155に同条第1項の規定により定められたその者の1週間当たりの所定勤務時間を職員勤務時間規則第3条に規定する1週間当たりの所定勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。))を乗じて得た数、職員就業規則第27条の規定により採用された再雇用職員(以下「再雇用職員」という。))のうち、パートタイム勤務職員である者は、155にその者の1週間当たりの所定勤務時間を職員勤務時間規則第3条に規定する1週間当たりの所定勤務時間で除して得た数を乗じて得た数。))で除して得た額とする。

(端数計算及び処理)

第10条 前条の勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 給与

第1節 俸給

(俸給の決定及び適用範囲)

第11条 職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、その他の勤務条件を考慮して定める。

2 俸給は、俸給表に定める職務の級及び号俸に対応する俸給月額により支給する。

3 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるものとする。

(1) 一般職俸給表(一)(別表第1—1)

(2) 一般職俸給表(二)(別表第1—2)

(3) 教育職俸給表(別表第1—3)

(4) 医療職俸給表(別表第1—4)

(5) 指定職俸給表（別表第1—5）

（育児短時間勤務職員の俸給）

第11条の2 育児短時間勤務職員の俸給は、前条に定める俸給月額に、算出率を乗じて得た額とする。

（特命職及び再雇用職員の俸給）

第12条 職員就業規則第12条の3の規定により配置換えされ、又は採用された特命職（以下「特命職」という。）及び再雇用職員のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員の俸給は、当分の間、次の各号に掲げる額とする。

(1) 特命職及びフルタイム勤務職員である再雇用職員 第11条に定める俸給月額に100分の58を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。ただし、次に掲げる俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける額がそれぞれ次に定める職務の級及び号俸に対応する俸給月額に達しないときは、当該俸給月額と同額とする。

イ 一般職俸給表（一） 2級3号俸

ロ 医療職俸給表 2級19号俸

(2) パートタイム勤務職員である再雇用職員 前号の規定に基づき算出した額に、その者の1週間当たりの所定勤務時間を職員勤務時間規則第3条に規定する1週間当たりの所定勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（初任給）

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第14条 職員就業規則第11条の規定により昇任した職員については、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることができる。

2 勤務成績が特に良好な職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第15条 職員就業規則第19条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

2 一般職俸給表（一）の適用を受ける特命職でその職務の級が6級以上であるものについては、下位の級に降格させる。

（初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動）

第16条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させ、又は、俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合における職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する。

（昇給）

第17条 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、1月1日に同日前において学長が定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第33条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして学長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として学長が定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳（学長が定める職員にあっては、56歳以上の年齢で学長が定めるもの）を超える職員、一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものの第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて学長が定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

第18条 削除

第19条 削除

第2節 諸手当

(俸給の調整額)

第20条 俸給の調整を行う職は、次に掲げる職とする。

- (1) 専任の教授、准教授、講師又は助教のうち、大学院博士前期課程又は大学院博士後期課程において講義、演習、実験又は実習の指導を担当する者 調整数1.5
- (2) 専任の教授、准教授、講師又は助教のうち、大学院博士前期課程の学生2名以上に対して主任として研究指導(1人の学生に対して原則として1人をいうものとする。この条において「主任指導」という。)を担当する者 調整数0.5
- (3) 専任の教授又は准教授のうち、大学院博士後期課程の学生1名又は2名に対して主任指導を担当する者 調整数0.5
- (4) 専任の教授又は准教授のうち、大学院博士後期課程の学生3名以上に対して主任指導を担当する者 調整数1

2 俸給の調整額は、当該職員に適用される教育職俸給表の職務の級に応じて、別表第2に掲げる調整基本額に前項の調整数の総数を乗じて得た額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。

3 前項の調整数の総数は、当該職員の担当状況により、第1項第1号に、第2号、第3号又は第4号を加えた数とする。

(俸給の特別調整額)

第21条 俸給の特別調整額は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき、支給する。

2 俸給の特別調整を行う職は、学長が別に定める。

3 俸給の特別調整額は、俸給表の別並びに職務の級及び俸給の特別調整を行う職の区分に応じ、別表第3に定める額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。

4 前項に規定する俸給の特別調整額の月額は、労基法第37条第4項に規定する割増賃金相当額を含むものとする。

5 第3項に規定する額は、第2項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えてはならない。

6 俸給の特別調整額を支給される者が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合には、その月の俸給の特別調整額は支給しない。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第1項第1号又は第2号の業務災害又は通勤災害と認定された負傷、疾病又は傷害(以下「業務傷病等」という。)により、勤務しなかった場合は、この限りでない。

(初任給調整手当)

第22条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員(教育職俸給表の適用を受ける教員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許を有する者に限る。)には、月額52,100円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間支給する。

2 前項に規定する初任給調整手当の額は、別表第4に定める額(育児短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額)とする。

(扶養手当)

第23条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの(以下「一般職俸給表(一)9級以上職員」という。)に対しては、支給しない。

2 前項に規定する扶養親族は、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母

- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「一般職俸給表（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は解雇された場合においては、それぞれ、その者が退職し、又は解雇された日、一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員から一般職俸給表（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日（学長が定める事由に該当したときは、当該要件を欠くに至った日以降の日で学長が定める日）の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職

- 俸給表（一） 9級以上職員が一般職俸給表（一） 9級以上職員以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職俸給表（一） 8級職員等が一般職俸給表（一） 8級職員等及び一般職俸給表（一） 9級以上職員以外の職員となった場合
 - (5) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職俸給表（一） 9級以上職員以外のものが一般職俸給表（一） 9級以上職員となった場合
 - (6) 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般職俸給表（一） 8級職員等及び一般職俸給表（一） 9級以上職員以外のものが一般職俸給表（一） 8級職員等となった場合
 - (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(地域手当)

第24条 国、地方公共団体、国立大学法人、国立大学共同利用機関法人その他の関係機関の職員（以下「給与法適用職員等」という。）から、引き続き、本学の職員（学長が定める職員に限る。）となった場合において、その勤務していた機関において地域手当に相当する手当を6月を超えて支給されていた職員で、学長が認める場合は、その勤務していた地域に応じて地域手当を支給する。

2 地域手当は、採用の日から1年を経過するまでの間は、俸給、俸給の調整額、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、その地域に応じた割合を乗じて得た額を支給し、2年を経過するまでの間は、当該合計額に、その地域に応じた割合に100分の80の割合を乗じて得た額を支給し、及び3年を経過するまでの間は、当該合計額に、その地域に応じた割合に100分の60の割合を乗じて得た額を支給する。

3 国、地方公共団体、国立大学法人、国立大学共同利用機関法人その他の関係機関（以下、「国等」という。）において引き続き6月を超えて研修し、かつ、当該研修期間中に旅費（日当、宿泊料及び日額旅費をいう。）が支給されない職員には、当該研修期間中、当該研修する国等において地域手当に相当する手当が支給されている場合は、当該手当に準じて地域手当を支給する。ただし、当該研修する国等が職員に対して当該手当を支給する場合は、この限りでない。

(広域異動手当)

第24条の2 給与法適用職員等から引き続き本学の職員（学長が定める職員に限る。）となり、その在勤する勤務箇所を異にして異動した場合において、当該異動（以下この条において「異動等」という。）に伴う勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60km以上であるとき（当該住居と勤務箇所との間の距離が60km未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60km以上である場合に相当すると認められる場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の調整額、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

(1) 300km以上 100分の10

(2) 60km以上300km未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、異動前の勤務箇所において広域異動手当に相当する手当の支給対象となり、当該支給対象に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となる場合にあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に

係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第25条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(本学及び国等から有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。)
- (2) 第27条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(本学及び国等の有料宿舍を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めたもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
- イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 住居手当の支給の始期、終期及び支給額の改定は、扶養手当の例に準ずる。

(通勤手当)

第26条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。
- (2) 前項第2号に掲げる職員 職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ別表第5に定める額(育児短時間勤務職員のうち、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)とする。
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩によ

- り通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額のいずれかの額とする。
- 3 新たに本学の職員（学長が定める職員に限る。）となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - （1）新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）
 - （2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額とする。
 - 4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が別に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（学長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - （1）駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額
 - （2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額
 - 5 運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が、150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
 - 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
 - 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
 - 8 通勤手当の支給の始期、終期及び支給額の改定は、扶養手当の例に準ずる。
（単身赴任手当）
- 第27条 新たに本学の職員（学長が定める職員に限る。）となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から本学に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員、その他これら職員との権衡上必要があると認められる職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から本学に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離に応じて別表第6に定める額を加算した額）を支給する。
 - 3 単身赴任手当の支給の始期、終期及び支給額の改定は、扶養手当の例に準ずる。
（特殊勤務手当）
- 第28条 特殊勤務手当は、著しく危険又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員について、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額は、次の各号に定めるとおりとする。
 - （1）高所作業手当

- イ 施設課に所属する職員が地上15m以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したときに支給する。
- ロ イの手当額は、作業に従事した日1日につき200円（当該作業が地上30m以上の箇所で行われたときは、300円）とする。ただし、作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、その額に100分の60を乗じて得た額とする。
- (2) 爆発物取扱等作業手当
- イ 一般職俸給表の適用を受ける職員が直接に高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に定める高圧ガスを製造し、充てんする作業に従事したときに支給する。
- ロ イの手当額は、作業に従事した日1日につき300円とする。ただし、作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、その額に100分の60を乗じて得た額とする。
- (3) 航空手当
- イ 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したときに支給する。
- (イ) 試作又は改造の航空機用機器材の実験
- (ロ) 気象、地象又は水象の観測又は調査（路線を定めて一定の日時により航行する航空機に搭乗して行うものを除く。）
- (ハ) 水路又は陸地の測量
- (ニ) 磁気探査又は核原料資源の調査
- (ホ) 航空機の機体、原動機、装備及び計測制御に関する研究又は試験
- (ヘ) 大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査
- (ト) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査
- ロ イの手当額は、搭乗した時間1時間につき一般職俸給表（一）2級以上の級及び教育職俸給表にあっては1,900円、一般職俸給表（一）1級にあっては1,200円とする。
- (4) 放射線取扱手当
- イ 放射線取扱手当は、職員が室蘭工業大学放射線障害予防規程（平成16年度室工大規程第28号）第2条第2号に規定する管理区域内において、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが、同規程第27条第1項に定める測定により認められた場合における、その期間中の当該職員の従事した放射線業務に支給する。
- ロ イの手当額は、作業に従事することとなった月1月につき7,000円とする。
- (5) 極地観測手当
- イ 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。ただし、当該業務が国と共同して行われる場合であって、国から職員に対して極地観測手当に相当する手当を支給されるときにあっては、この限りでない。
- ロ イの手当額は、業務に従事した日1日につき一般職俸給表（一）7級以上の級及び教育職俸給表4級以上の級にあっては4,100円、一般職俸給表（一）6級、5級、4級及び教育職俸給表3級、2級にあっては3,100円、一般職俸給表（一）3級及び教育職俸給表1級にあっては2,400円、一般職俸給表（一）2級にあっては2,000円、一般職俸給表（一）1級にあっては1,900円とする。
- ハ ロの規定にかかわらず、越冬して行う業務に従事した場合のイの手当額は、ロに定める手当額に100分の30に相当する額を加算した額とする。
- 3 前項に規定する特殊勤務手当支給に係る業務を、職員勤務時間規則第3条に規定する所定勤務時間（以下「所定勤務時間」という。）を超え、又は休日に従事することとなった場合に支払われる次条に規定する超過勤務手当及び第30条に規定する休日勤務手当は、第9条の勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、特殊勤務手当を加えて算出するものとする。
- （超過勤務手当）
- 第29条 超過勤務手当は、所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に支給する。
- 2 超過勤務手当の額は、所定勤務時間を超えて勤務した時間1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とし、各号で定める1月又は1年あたりの累計時間は、所定勤務時間を超えて勤務する時間及び次条の規

定により休日勤務手当が支給されることとなる時間を合算した時間とする。ただし、育児短時間勤務職員及びパートタイム勤務職員である再雇用職員が、所定勤務時間を超えて勤務したもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

- (1) 1月につき45時間に達するまでの時間 100分の125
- (2) 1月につき45時間を超え60時間に達するまでの時間 100分の125
- (3) 1月につき60時間を超えた時間 100分の150
- (4) 1年につき360時間を超えた時間 100分の125（ただし、1月について60時間を超えた時間については100分の150）

（休日勤務手当）

第30条 休日勤務手当は、休日において勤務することを命ぜられた職員に支給する。

- 2 休日勤務手当の額は、休日に勤務した時間1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135（その勤務が深夜である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、所定勤務時間を超えて休日に勤務した時間に係る支給額については、前条第2項の定めるところによるものとする。ただし、同項各号に掲げる割合が100分の125である場合は100分の135とする。

（管理職員特別勤務手当）

第31条 管理職員特別勤務手当は、指定職俸給表の適用を受ける職員及び第21条第1項の規定に基づき、俸給の特別調整額の支給を受ける職員（次項において「俸給の特別調整額支給職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合に支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、俸給の特別調整額支給職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（休日に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき職員の区分に応じ、別表第7に定める額とする。
- 4 次に掲げる場合には、第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした第2項の勤務は、第1項の勤務とみなす。
 - (1) 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした場合
 - (2) 第2項の勤務をした後、引き続いて第1項の勤務をした場合

（期末手当）

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、各基準日ごとの支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員（第38条第6項の適用を受ける職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在。以下この条から第33条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき俸給（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）、俸給の調整額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、別表第8に定める職員にあっては、俸給及び俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（別表第9に定める職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の126.25を乗じて得た額（特定管理職員にあっては、100分の106.25を乗じて得た額、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、100分の67.5を乗じて得た額、パートタイム勤務職員である再雇用職員にあっては、100分の71.25を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間（給与法適用職員等の期間で学長が認める期間を含む。）の区分に応じて、別表第10に定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、期末手当は支給しない。

- (1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
 - イ 職員就業規則第20条第1項第1号及び第2項各号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員
 - ロ 職員就業規則第20条第1項第2号の規定により休職にされている職員
 - ハ 職員就業規則第34条第3号の規定により停職にされている職員
 - ニ 育児休業規則第3条第1項の規定により育児休業をしている職員（基準日以前に勤務した期間がある職員を除く。）
 - ホ 国立大学法人室蘭工業大学職員の介護休業等に関する規則（平成16年度室工大規則第16号。以下「介護休業規則」という。）第3条第1項の規定により介護休業をしている職員（基準日以前に勤務した期間がある職員を除く。）
- (2) 基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員
 - イ 退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合
 - ロ 退職し、又は解雇された日後、基準日までの間に給与法適用職員等となった者のうち、本学の在職期間を、当該機関の期末手当に相当する手当の在職期間に通算することとしている機関の職員
- 4 前3項の規定にかかわらず、職員就業規則第34条第5号に規定する懲戒解雇その他相当と認められる事由のある職員については、期末手当を不支給又は一時差止とする。

（勤勉手当）

第33条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、各基準日ごとの支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員（第38条第6項の適用を受ける職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給（育児短時間勤務職員にあつては、俸給の月額を算出率で除して得た額）、俸給の調整額（育児短時間勤務職員にあつては、俸給の月額を算出率で除して得た額）及びこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（特定管理職員にあつては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間（給与法適用職員等の期間で学長が認める期間を含む。）の区分に応じて別表第11に定める割合及び勤務成績に応じて、学長が基準日ごとに定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において、受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、100分の106.25（特定管理職員にあつては、100分の126.25、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、100分の107.5、パートタイム勤務職員である再雇用職員にあつては、100分の51.25）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

3 前条第3項の規定は、同項第1号イ及びロを「職員就業規則第20条第1項各号及び第2項各号の規定により休職にされている職員（業務傷病等の休職を除く。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

第34条 削除

（寒冷地手当）

第35条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）に勤務する職員（以下「支給対象職員」という。）に支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における別表第12に掲げる世帯等の区分に応じ、同表に掲げる月額とする。

3 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 第37条第2項の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額
- (2) 第38条第2項又は第4項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項又は第4項の規定による割合を乗じて得た額
- (3) 次に掲げるもののいずれかに該当する職員 零

- イ 職員就業規則第20条第1項第1号及び第2項各号の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員
 - ロ 職員就業規則第20条第1項第2号の規定により休職にされている職員
 - ハ 職員就業規則第34条第3号の規定により停職にされている職員
 - ニ 育児休業規則第3条第1項の規定により育児休業をしている職員
 - ホ 介護休業規則第3条第1項の規定により介護休業をしている職員
 - ヘ 基準日から当該基準日の属する月の末日までの期間の全日数にわたって本邦外にある職員（別表第12に定める扶養親族のある職員に該当する職員を除く。）
- 4 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に該当する月の現日数から職員勤務時間規則第5条第1項に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として、前2項の規定による額を日割りによって計算して得た額とする。
- (1) 基準日において前項各号（(3)へを除く）に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号（(3)へを除く）に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - (2) 基準日において前項各号（(3)へを除く）に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号（(3)へを除く）に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
 - (3) 基準日において前項各号（(3)へを除く）に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号（(3)へを除く）に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - (4) 基準日において前項第2号に掲げる職員に該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第38条第2項又は第4項の規定による割合が変更された場合
- 5 国等において引き続き6月を超えて研修し、かつ、当該研修期間中に旅費（日当、宿泊料及び日額旅費をいう。）が支給されない職員には、当該研修期間中、当該研修する国等において寒冷地手当に相当する手当が支給されている場合は、第1項の規定にかかわらず、当該手当に準じて寒冷地手当を支給する。ただし、当該研修する国等において当該手当が支給されていない場合は、第1項の規定にかかわらず、寒冷地手当を支給しない。
- (入試手当)
- 第35条の2 入試手当は、別表第12の2に掲げる入試区分に応じ、職員が同表に掲げる担当の業務に従事した場合に支給する。
- 2 前項の手当の額は、別表第12の2に掲げる担当区分に応じて同表に掲げる手当額とする。当該入試手当には、第29条に規定する超過勤務手当相当額を含むものとする。
- (学位論文審査手当)
- 第35条の3 学位論文審査手当は、室蘭工業大学学位規則（平成16年度室工大規則第94号）に規定する審査委員として論文博士の審査に従事した場合に支給する。
- 2 前項の手当の額は、1件につき次の手当額を支給する。
- (1) 主査 9,000円
 - (2) 副査 4,000円
- (作業環境測定業務従事手当)
- 第35条の4 作業環境測定業務従事手当は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第65条第1項の規定に基づき、概ね半年に1回実施する作業環境測定に係る準備作業から報告書作成までの一連の作業に1単位作業場所以上従事した場合に支給する。
- 2 前項の手当の額は、1回につき4,500円を支給する。
- (大学主催事業等従事手当)
- 第35条の5 大学主催事業等従事手当は、オープンキャンパス等学長が別に定める行事を実施するための業務に従事した場合に支給する。
- 2 前項の手当の額は、1日につき次の手当額を支給する。
- (1) 講師、講演、医師等の場合 10,000円

(2) 指導、受付等の場合 5,000円

(安全衛生巡視業務従事手当)

第35条の6 安全衛生巡視業務従事手当は、国立大学法人室蘭工業大学職員の安全衛生管理に関する規則(平成16年度室工大規則第21号。以下「安全衛生管理規則」という。)第6条第2項第1号に定める業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1回につき300円を支給する。

(長期出向等手当)

第35条の7 第24条第1項の規定により地域手当を支給されることとなる職員が、同条第2項に規定する期間を超えて引き続き勤務することとなった場合において、学長が特に必要と認める場合は、採用の日から3年を超え5年を経過するまでの間、俸給、俸給の調整額、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、同条第2項に規定する3年を経過するまでの間に適用されていた割合を乗じて得た月額の長期出向等手当を支給する。

2 前項の規定により長期出向等手当を支給されることとなる職員が、第24条の2の規定により広域異動手当を支給される職員である場合における長期出向等手当の支給割合は、前項の規定による長期出向等手当の支給割合から当該広域異動手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前項の規定による長期出向等手当の支給割合が当該広域異動手当の支給割合以下であるときは、長期出向等手当は、支給しない。

(産業医業務従事手当)

第35条の8 産業医業務従事手当は、安全衛生管理規則第8条第2項各号に定める業務のいずれかに従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1月につき10,000円を支給する。

第3章 給与の特例

(特定の職員についての適用除外)

第36条 第20条(俸給の調整額)、第21条(俸給の特別調整額)、第22条(初任給調整手当)、第23条(扶養手当)、第25条(住居手当)、第28条(特殊勤務手当)、第29条(超過勤務手当)、第30条(休日勤務手当)、第35条の2(入試手当)、第35条の3(学位論文審査手当)、第35条の4(作業環境測定業務従事手当)、第35条の5(大学主催事業等従事手当)、第35条の6(安全衛生巡視業務従事手当)及び第35条の8(産業医業務従事手当)の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

2 第29条(超過勤務手当)、第30条(休日勤務手当)、第35条の2(入試手当)、第35条の3(学位論文審査手当)、第35条の4(作業環境測定業務従事手当)、第35条の5(大学主催事業等従事手当)及び第35条の6(安全衛生巡視業務従事手当)の規定は、俸給の特別調整額を受ける職員には適用しない。

3 第35条の7(長期出向等手当)の規定は、特命職及びフルタイム勤務である再雇用職員には適用しない。

4 第17条(昇給)、第23条(扶養手当)及び第35条の7(長期出向等手当)の規定は、パートタイム勤務職員である再雇用職員には適用しない。

(給与の減額)

第37条 職員が勤務しないときは、職員勤務時間規則第9条の規定により職務の専念義務を免除された場合、職員勤務時間規則第15条第1項各号の規定による休暇の場合、職員勤務時間規則第25条第1項及び第3項の規定による休暇の場合を除き、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病(業務傷病等を除く。)に係る療養のため、又は安全衛生管理規則第26条の規定による就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて、引き続き、勤務しないときは、俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。

(休職者の給与)

第38条 職員が業務傷病等にかかり、職員就業規則第20条第1項第1号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 前項に規定する場合を除き、職員就業規則第20条第1項第1号の規定により休職にされたときは、

その休職の期間が満1年（結核性疾患にあっては、2年）に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び長期出向等手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が職員就業規則第20条第1項第2号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び長期出向等手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第20条第2項第1号及び第2号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び長期出向等手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第20条第2項第4号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、俸給の調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び長期出向等手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 休職にされた職員には、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第4項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第32条第1項に規定する基準日前1月以内に職員就業規則第14条各号の規定による退職をしたときは、同項の規定により当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第32条の規定を準用する。
- 9 休職にされた職員が復職した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職の日及び復職の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができるものとする。

（育児休業職員の給与）

第39条 育児休業規則第3条第1項の規定により育児休業をしている職員（この条において「育児休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、当該基準日に係る期末手当を支給することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、当該基準日に係る勤勉手当を支給することができる。
- 4 育児休業職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を、引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。
- 5 職員が育児休業規則第17条第1項の規定により育児時間の適用を受ける場合には、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（介護休業職員の給与）

第40条 介護休業規則第3条第1項の規定により介護休業をしている職員（この条において「介護休業職員」という。）には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第32条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、当該基準日に係る期末手当を支給することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に在職する介護休業職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある場合には、当該基準日に係る勤勉手当を支給することができる。
- 4 介護休業職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を、引き続き、勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。
- 5 職員が介護休業規則第11条の規定により介護時間の適用を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

第4章 雑則

（実施に関し必要な事項）

第41条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(俸給表の切替等)

第2条 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定に基づき、施行日において本学の職員となった者の給与については、次の各号に定めるところによる。

(1) 施行日において適用される俸給表(以下「新俸給表」という。)は、施行日の前日に受けていた俸給表(以下「旧俸給表」という。)を、別表第16のとおり切り替え、受けるべき職務の級及び号俸は、旧俸給表で受けていた職務の級及び号俸と同じ職務の級及び号俸(旧俸給表において職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員にあっては、同じ額の俸給月額)とする。

(2) 前号の場合において、旧俸給表で受けていた職務の級及び号俸の期間は、新俸給表の職務の級及び号俸の期間に通算する。

(3) 施行日の前日までに、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の規定に基づき、認定されていた扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、施行日において、この規則により認定されたものとみなす。

(4) 平成16年6月1日を基準日とする期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給時における在職期間又は勤務期間は、施行日の前日までの在職期間又は勤務期間を、この規則の在職期間又は勤務期間に通算する。

(給与の振込みの取扱い)

第3条 施行日の前日において、人事院規則9—7(俸給等の支給)の規定に基づき、給与の振込みを申し出ていた者から、特段の申し出がない限り、施行日において、第3条第2項の申し出があったものとみなす。

(実施に関する経過措置)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、第41条の規定により別に定めるほかは、当分の間、給与法及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)の例に準ずる。

附 則(平成16年度室工大規則第123号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成16年10月27日から施行する。ただし、改正後の第8条第4項の規定は、平成16年4月1日から適用する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

第2条 平成16年10月29日(以下この条において「旧基準日」という。)から引き続き在職する職員の寒冷地手当の額については、旧基準日における当該職員の世帯等の区分に応じて改正前の第35条第2項に規定する額を5で除した額から別表第17の左欄に掲げる月の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を減じた額が、改正後の第35条第2項の規定による額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該減じた額とする。この場合において当該寒冷地手当の額については、改正後の第35条第4項を準用する。

2 給与法適用職員等から引き続き本学の職員(学長が定める職員に限る。)となった場合において、前項の規定による寒冷地手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて寒冷地手当を支給する。

附 則(平成17年度室工大規則第26号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、改正後の第28条第2項第4号口の規定は、平成17年4月1日から適用する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等)

第2条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において別表第1—1から別表第1—4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、学長が定める。

(特例一時金)

第3条 平成17年12月1日に在職し、引き続き本学職員として施行日まで勤務した職員(休職者を除

く。)に対し、平成18年1月17日において特例一時金を支給する。

- 2 特例一時金の額は、平成17年12月に支給された勤勉手当の基礎となった級号俸に対応する改正後の俸給及び俸給の調整額を基礎として算出した平成17年12月に支給された勤勉手当にかかる勤勉手当基礎額に100分の1.25を乗じた額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、特例一時金の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則（平成17年度室工大規則第37号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（職務の級の切替え）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が別表第18に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、学長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

第3条 切替日の前日において国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則（以下「職員給与規則」という。）別表第1—1から別表第1—4までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（学長が定める職員にあっては、学長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて別表第19に定める号俸とする。

- 2 前条後段の規定により新級を決定される職員（次条に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて別表第20に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

第4条 切替日の前日において別表第1—1から別表第1—4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、学長が定める。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び学長の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（切替日の前日から引き続き在職する職員の号俸の調整）

第6条 切替日の前日から引き続き在職する職員が、切替日において新たに採用されたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第7条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員（学長が定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

- 2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、俸給の切替えに伴う経過措置に関し必要な事項は、学長が定める。

第8条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する規則第32条第2項及び第34条第2項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と職員給与規則の一部を改正する規則（平成17年度室工大規則第37号）附則第6条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における職員給与規則の適用に関する特例）

第9条 平成22年3月31日までの間における職員給与規則第17条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

2 平成19年1月1日において、職員を同条の規定による昇給（研修、表彰等による昇給を除く。）をさせる場合の号俸数は、その者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数に相当する数から1を減じて得た数に、切替日（切替日後に採用等により号俸を決定された職員にあっては、号俸を決定された日）から平成18年12月31日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。この場合において、号俸数が0となる職員等は昇給しない。

（俸給の調整額に関する経過措置）

第10条 職員給与規則第20条の規定により俸給の調整を行う職を占める職員（次項において「俸給の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の職員給与規則第20条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 切替日の前日から引き続き俸給の調整額適用職員である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 前号に掲げる職員との権衡上、俸給の調整額に関する経過措置の必要があると学長が認める職員 切替日の前日に俸給の調整額適用職員であったものとした場合に改正前の職員給与規則第20条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

3 前2項に規定するもののほか、俸給の調整額に関する経過措置に関し必要な事項は、学長が定める。

（地域手当に関する経過措置）

第11条 切替日の前日において現に改正前の職員給与規則第24条の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の同条の規定の適用については、同条第1項中「地域手当に相当する手当」とあるのは、「調整手当に相当する手当」とする。

附 則（平成18年度室工大規則第16号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成18年12月8日から施行し、平成18年4月1日から適用する。ただし、改正後の第35条第3項第3号へ及び同条第4項第1号から第3号の規定は、平成18年11月1日から適用する。

（寒冷地手当に関する特例措置）

第2条 職員給与規則の一部を改正する規則（平成16年度室工大規則第123号）附則第2条第1項関係別表第17の適用については、同表左欄「平成18年11月から平成19年3月」の区分の同表右欄「14,000円」を、「10,000円」と読み替える。

附 則（平成18年度室工大規則第52号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における俸給の特別調整額に関する特例措置)

第2条 職員給与規則の一部を改正する規則(平成17年度室工大規則第37号)附則第7条の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの規則による改正後の職員給与規則(以下「新法」という。)第21条第5項の規定に適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と職員給与規則の一部を改正する規則(平成17年度室工大規則第37号)附則第7条の規定による俸給の額との合計額」とする。

(俸給の特別調整額に関する経過措置)

第3条 職員給与規則第21条第2項の規定により俸給の特別調整を行う職を占める職員のうち、新法第21条第3項の規定による俸給の特別調整額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該俸給の特別調整額のほか、当該俸給の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を俸給の特別調整額として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員(以下「同一俸給表適用職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分等職員(同日において占めていたこの規則による改正前の職員給与規則別表第3の適用区分欄に定める区分(以下「旧区分」という。)に相当する改正後の別表第3の区分欄の区分を占める職員。第3号において同じ。)同日にその者が受けていた俸給の特別調整額
- (2) 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分等相当職員(旧区分より低い区分に相当する改正後の別表第3の区分欄の区分を占める職員。第4号において同じ。)同日に旧区分より低い区分に相当する区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額
- (3) 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額
- (4) 同一俸給表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する区分を適用したとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

第4条 平成20年3月31日までの間においては、新法第24条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第5条 新法第24条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規則の施行の日の前日までの間に給与法適用職員等から引き続き本学の職員(学長が定める職員に限る。)となり、その在勤する勤務箇所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則(平成19年度室工大規則第5号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年4月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年度室工大規則第16号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年12月7日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の第33条第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。なお、運営費交付金以外の資金を財源とする施行日前の退職者には、改正後の規則は適用しない。

(勤勉手当に関する特例措置)

第2条 改正後の第33条の規定の平成19年12月1日における適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは、「100分の77.5」とし、「100分の95」とあるのは、「100分の97.5」とする。

附 則 (平成19年度室工大規則第34号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(退職手当に関する特例措置)

第2条 改正後の第20条に規定する俸給の調整数の総数が、改正前の第20条第1項第1号から第3号までの規定を適用したものと得られる俸給の調整数(この条において「改正前の調整数」という。)を超えることとなる者に係る国立大学法人室蘭工業大学職員の退職手当に関する規則(平成16年度室工大規則第23号)第4条第1項に規定する俸給の調整額については、別表第2に掲げる調整基本額に改正前の調整数を乗じて得た金額を同項に規定する俸給の調整額とみなす。

附 則 (平成20年度室工大規則第7号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、改正後の第24条の2の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年度室工大規則第18号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成20年2月6日から施行する。

附 則 (平成20年度室工大規則第68号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の第17条第1項及び第2項、第33条第1項並びに第34条第2項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第5条第2項の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(地域手当及び広域異動手当に関する経過措置)

第2条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き在職する職員のうち、教育職俸給表が適用される職員にかかる地域手当及び広域異動手当の支給については、改正後の規則第24条及び第24条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第3条 施行日の前日から引き続き在職する職員のうち、教育職俸給表が適用される職員(施行日以後において採用の日から3年を経過する職員を除く。)にかかる単身赴任手当の額については、改正後の規則第27条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間ごとに、改正前の規則第27条第2項の規定に基づき算出した額に、それぞれの期間に対応する右欄の割合を乗じて得られる額を支給する。

期間	割合
平成21年4月1日～平成22年3月31日	75/100
平成22年4月1日～平成23年3月31日	50/100
平成23年4月1日～平成24年3月31日	25/100

2 施行日の前日から引き続き在職する職員のうち、前項以外の教育職俸給表が適用される職員にかかる単身赴任手当の額については、改正後の規則第27条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を支給する。

(1) 採用の日から3年を経過するまでの間改正前の規則第27条第2項の規定に基づき算出した額

(2) 採用の日から3年を経過した日以降次の表の左欄に掲げる期間ごとに、改正前の規則第27条第2項の規定に基づき算出した額に、それぞれの期間に対応する右欄の割合を乗じて得られる額

採用の日からの期間	割合
3年を経過した日から4年を経過する日まで	75/100
4年を経過した日から5年を経過する日まで	50/100

附 則（平成21年度室工大規則第3号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

（期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第32条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、第32条第2項中「6月に支給する場合には100分の140」とあるのは「6月に支給する場合には100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第33条第2項中、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則（平成21年度室工大規則第19号）

（施行期日等）

第1条 この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、国立大学法人室蘭工業大学非常勤職員就業規則（平成16年度室工大規則第11号）第3条に定める短時間勤務職員については、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第8の規定は平成18年4月1日から適用する。

（期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第32条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、第32条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、「100分の85」とあるのは「100分の80」と、第33条第2項中、「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」とする。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第3条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年度室工大規則第37号）（以下「改正規則」という。）附則第7条の適用を受けていた職員の施行日以降の同条の適用については、同条中「俸給月額」とあるのは「俸給月額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）」とする。

（俸給の調整額に関する経過措置）

第4条 施行日の前日において改正規則附則第10条第2項の適用を受けていた職員の施行日以降の同項の適用については、同項中「定める額」とあるのは「定める額に100分の99.76を乗じて得た額とする。

附 則（平成21年度室工大規則第31号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度室工大規則第41号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第3の規定は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年度室工大規則第3号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成22年6月4日から施行する。

附 則（平成22年度室工大規則第13号）

（施行期日等）

第1条 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、国立大学法人室蘭工業大学非常勤職員就業規則（平成16年度室工大規則第11号）第3条に定める短時間勤務職員については、平成23年4月1日から施行する。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年度室工大規則第37号）（以下「改正規則」という。）附則第7条の適用を受けていた職員の施行日以降の同条の適用については、同条中「同日において受けていた俸給月額」とあるのは「同日において受けていた俸給月額に100分の99.1

を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）」とする。

（55歳を超える職員の俸給月額の減額支給等に関する取扱い）

第3条 平成30年3月31日までの間、次の表の俸給表欄に掲げる職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外のもので55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

俸給表	職務の級
一般職俸給表（一）	6級
教育職俸給表	4級

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第37条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
 - (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第8に規定する役職段階別加算額が加算される職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（別表第9に規定する管理職加算額が加算される職員にあっては、その額に、俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第32条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別表第10に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額
 - (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（別表第8に規定する役職段階別加算額が加算される職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（別表第9に規定する管理職加算額が加算される職員にあっては、その額に、俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。以下「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る別表第11に定める割合及び第33条第2項に規定する勤務成績に応じて学長が基準日ごとに定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額
 - (6) 第38条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - イ 第38条第1項 前各号に定める額
 - ロ 第38条第2項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 第38条第3項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 第38条第4項又は第5項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 第38条第7項 第4号に定める額に、第38条第1項から第5項までの規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における第1項の減ずる額の計算その他この条の規定の実施に関し必要な事項は、学長が定める
- 3 第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額対象特定職員」という。）についての第21条第3項に規定する俸給の特別調整額の月額は、同項の規定にかかわらず、別表第3に定める額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

4 減額対象特定職員についての第29条、第30条及び第37条第1項に規定する勤務1時間あたりの給与額は、第9条第1項の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を155で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

5 施行日の前日において改正規則附則第7条の適用を受けていた減額対象特定職員の施行日以降の同条の適用については、同条中「その差額に相当する額」とあるのは、「その差額に相当する額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）」とする。

6 この条の規定が適用される間、第33条第2項に定める勤勉手当の総額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、減額対象特定職員の勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定管理職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替）

第4条 平成22年4月1日以前に55歳に達した特定職員に対する前条の規定の適用については、同条第1項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「この規則の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

第5条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において、第17条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との均衡上必要があると認められる職員の平成23年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成22年度室工大規則第32号）

この規則は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成23年度室工大規則第31号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度室工大規則第1号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成24年5月1日から施行する。

（平成24年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成24年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（特に調整の必要があると認められる職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

附 則（平成24年度室工大規則第30号）

この規則は、平成25年1月16日から施行する。

附 則（平成24年度室工大規則第46号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定状況並びに平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成25年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成25年度室工大規則第6号）

この規則は、平成25年11月29日から施行する。

附 則（平成25年度室工大規則第38号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平成26年4月1日における号俸の調整)

第2条 平成26年4月1日において45歳未満の職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第17条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定状況並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成26年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平成26年度室工大規則第7号)

この規則は、平成26年6月20日から施行する。ただし、改正後の第12条、第20条、第32条及び第33条の規定については平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成26年度室工大規則第13号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第24条の2、第33条及び職員給与規則の一部を改正する規則(平成22年度室工大規則第13号。以下、次条及び第7条において「改正規則」という。)附則第3条第1項の規定並びに別表第1—1から別表第1—5(次条において「改正後の俸給表」という。)までの規定については、平成27年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第22条、第26条及び別表第2の規定については、平成26年4月1日から適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における別表第1—1から別表第1—5までの規定については、別表第1—1—2(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用)から別表第1—5—2(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用)(次条において「平成26年度適用俸給表」という。)までの規定を適用する。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第2条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日まで平成26年度適用俸給表を適用し、切替日から改正後の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員(学長が定める職員を除く。)には、平成32年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成30年3月31日までの間においては、改正規則附則第3条第1項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

2 切替日の前日まで平成26年度適用俸給表を適用し、切替日から改正後の俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに改正後の俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、学長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、俸給の切替えに伴う経過措置に関し必要な事項は、学長が定める。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

第3条 平成27年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

(広域異動手当に関する特例)

第4条 切替日から平成28年3月31日までの間に給与法適用職員等から引き続き本学の職員(学長が定める職員に限る。)となり、その在勤する勤務箇所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る第24条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第5条 切替日前に給与法適用職員等から引き続き本学の職員（学長が定める職員に限る。）となり、その在勤する勤務箇所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る第24条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

（平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第6条 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項及び改正規則第3条第6項の規定の適用については、第33条第2項中、「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の95」とあるのは「100分の102.5」と、「100分の85」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の35」とあるのは「100分の37.5」と、改正規則第3条第6項中「100分の1.125」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の1.425」とあるのは「100分の1.5375」とする。

（給与の内払）

第7条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成26年度室工大規則第57号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（平成28年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

第2条 切替日から平成28年3月31日までの間における第27条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

附 則（平成27年度室工大規則第20号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成28年2月5日から施行する。ただし、第27条、職員給与規則の一部を改正する規則（平成26年度室工大規則第57号）附則第2条及び別表第6の規定については、平成28年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第22条、第33条及び職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年度室工大規則第13号。以下、次条において「改正規則」という。）附則第3条第6項の規定並びに別表第1—1から別表第1—5まで、別表第2、別表第3及び別表第4の規定については平成27年4月1日から適用する。

3 前項までの規定にかかわらず、第24条の規定については、平成28年1月1日から適用する。

（平成27年度に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成27年度に支給する勤勉手当に関する第33条第2項及び改正規則第3条第6項の規定の適用については、第33条第2項中、「100分の80」とあるのは「6月に支給する場合は100分の75、12月に支給する場合は100分の85」と、「100分の100」とあるのは「6月に支給する場合は100分の95、12月に支給する場合は100分の105」と、「100分の87.5」とあるのは「6月に支給する場合は100分の85、12月に支給する場合は100分の90」と、「100分の37.5」とあるのは「6月に支給する場合は100分の35、12月に支給する場合は100分の40」と、改正規則第3条第6項中「100分の1.2」とあるのは「6月に支給する場合は100分の1.125、12月に支給する場合は100分の1.275」と、「100分の1.5」とあるのは「6月に支給する場合は100分の1.425、12月に支給する場合は100分の1.575」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年度室工大規則第25号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年度室工大規則第104号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成28年12月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第22条の規定並びに別表第1—1から別表第1—5まで、別表第2、別表第3及び別表第4の規定については平成28年4月1日から適用する。

（平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項及び職員給与規則の一部を改正する

規則（平成22年度室工大規則第13号。この条において「平成22年度改正規則」という。）第3条第6項の規定の適用については、第33条第2項中、「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、平成22年度改正規則第3条第6項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.65」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成28年度室工大規則第109号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成28年度室工大規則第116号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例措置）

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後のこの規則（以下この条において「改正規則」という。）第23条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正規則第23条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「一般職俸給表（一）8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第5項中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、第6項中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）

9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇された日、一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員から一般職俸給表（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9級以上職員となった日」とあるのは「解雇された日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正規則第23条第1項ただし書及び第7項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正規則第23条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「一般職俸給表（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職俸給表（一）9級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職俸給表（一）9級以上職員から一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇された日、一般職俸給表（一）9級以上職員以外の職員から一般職俸給表（一）9級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9級以上職員となった日」とあるのは「解雇された日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職俸給表（一）9級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正規則第23条第1項ただし書並びに第7項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正規則第23条第3項及び第5項から第7項までの規定の適用については、第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」

と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般職俸給表（一）8級職員等」とあるのは「一般職俸給表（一）8级以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、第5項中「扶養親族（一般職俸給表（一）9级以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職俸給表（一）9级以上職員から一般職俸給表（一）9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般職俸給表（一）9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職俸給表（一）9级以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第6項中「扶養親族（一般職俸給表（一）9级以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職俸給表（一）9级以上職員から一般職俸給表（一）9级以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9级以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「解雇された日、一般職俸給表（一）9级以上職員以外の職員から一般職俸給表（一）9级以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職俸給表（一）9级以上職員となった日」とあるのは「解雇された日」と、第7項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般職俸給表（一）9级以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職俸給表（一）8級職員等が一般職俸給表（一）8級職員等及び一般職俸給表（一）9级以上職員」とあるのは「一般職俸給表（一）8级以上職員等が一般職俸給表（一）8级以上職員等」と、同項第6号中「一般職俸給表（一）8級職員等及び一般職俸給表（一）9级以上職員」とあるのは「一般職俸給表（一）8级以上職員等」と、「が一般職俸給表（一）8級職員等」とあるのは「が一般職俸給表（一）8级以上職員等」とする。

附 則（平成29年度室工大規則第11号）

この規則は、平成29年10月17日から施行する。

附 則（平成29年度室工大規則第16号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成30年1月11日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第22条の規定並びに別表第1—1から別表第1—4まで、別表第2、別表第3及び別表第4の規定については、平成29年4月1日から適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、第33条の規定については、平成29年12月1日から適用する。

（平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項及び職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年度室工大規則第13号。この条において「平成22年度改正規則」という。）第3条第6項の規定の適用については、第33条第2項中、「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の45」と、平成22年度改正規則第3条第6項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.425」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.725」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合においては、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成29年度室工大規則第42号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成30年4月1日において37歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号俸を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において第17条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との均衡上必要があると認められる職員

の平成30年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成30年度室工大規則第18号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成31年1月8日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第22条の規定並びに別表第1—1から別表第1—4まで、別表第2、別表第3及び別表第4の規定については、平成30年4月1日から適用する。

3 第1項の規定にかかわらず、第33条の規定については、平成30年12月1日から適用する。

（平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 平成30年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項の規定の適用については、第33条第2項中、「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の100」と、「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年度室工大規則第39号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和2年2月12日から施行する。ただし、第25条の規定については、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在職する職員又は学長が必要と認めた者については、別表第1—1から別表第1—4まで及び別表第2の規定は平成31年4月1日から、第33条の規定は令和元年12月1日から適用する。

（令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 令和元年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の102.5」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

第4条 第25条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の第25条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第25条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（1）改正後の第25条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

（2）旧手当額から改正後の第25条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則（令和元年度室工大規則第58号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（長期出向等手当に関する特例措置）

第2条 第35条の7の規定は、同条の規定の施行の日の前日（以下「施行日前日」という。）から引き続き在職し、施行日前日において現に改正前の第24条の規定の適用を受けている職員についても適用する。

附 則（令和2年度室工大規則第19号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和2年度室工大規則第32号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和3年3月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年度室工大規則第41号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度室工大規則第10号）

この規則は、令和3年12月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年度室工大規則第29号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度室工大規則第2号）

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和4年度室工大規則第12号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和4年12月27日から施行する。ただし、別表第3の規定については、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在職する職員又は学長が必要と認めた者については、別表第1—1から別表第1—4まで及び別表第2の規定は令和4年4月1日から、第33条の規定は令和4年12月1日から適用する。

（令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第2条 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第33条第2項の規定の適用については、同項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年度室工大規則第7号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年12月26日から施行する。ただし、第4条及び第35条の8の規定については、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在職する職員又は学長が必要と認めた者については、第22条の規定並びに別表第1—1から別表第1—5まで、別表第2及び別表第4の規定は令和5年4月1日から、第32条及び第33条の規定は令和5年12月1日から適用する。

（令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第2条 令和5年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第32条第2項及び第33条第2項の規定の適用については、第32条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の65」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、第33条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の48.75」とあるのは「100分の50」とする。

（給与の内払）

第3条 改正後のこの規則の規定を適用する場合には、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年度室工大規則第13号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（再雇用職員に関する特例措置）

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する再雇用職員が

施行日において受けるべき職務の級及び号俸については、その者が職員就業規則第26条の規定による定年退職日に受けていた職務の級及び号俸と同じ職務の級及び号俸とする。

附 則（令和7年2月12日室工大規則第7号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和7年2月12日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在職する職員又は学長が必要と認めた者については、第22条の規定並びに別表第1—1から別表第1—5まで、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第12の規定は令和6年4月1日から、第32条及び第33条の規定は令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後のこの規則の規定を適用する場合においては、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和7年3月12日室工大規則第14号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（号俸の切替え）

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において別表第1—1から別表第1—4までの俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が別表第21に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（以下次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（以下同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び学長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第23条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものに対しては」と、同条第2項中

「（5） 重度心身障害者

」

とあるのは

「（5） 重度心身障害者

（6） 配偶者（届出をしないが実質上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「前項第6号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については3,000円とする」とする。

2 前項に規定するもののほか、扶養親族たる配偶者に係る扶養手当の取扱いについては、第23条第5項から第7項までの規定を準用する。

（地域手当に関する経過措置）

第5条 切替日の前日から引き続き在職する職員に支給する地域手当に関する第24条第2項の規定の適用については、同項中「2年を経過するまでの間は、当該合計額に、その地域に応じた割合に100分の80の割合を乗じて得た額を支給し、及び3年を経過するまでの間は、当該合計額に、その地域に応じた割合に100分の60の割合を乗じて得た額を」とあるのは「2年を経過するまでの間は、当該合計額に、その地域に応じた割合に100分の80の割合を乗じて得た額を」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

第6条 第26条第3項及び第27条第1項の規定は、切替日前に新たに本学の職員となった者にも適用する。

（長期出向等手当に関する経過措置）

第7条 切替日の前日から引き続き在職する職員に支給する長期出向等手当に関する第35条の7第1項の規定の適用については、同項中「3年」とあるのは「2年」とする。

附 則（令和 8 年 1 月 13 日室工大規則第 16 号）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する職員又は学長が必要と認められた者については、第 22 条の規定並びに別表第 1—1 から別表第 1—5 まで、別表第 4 及び別表第 5 の規定は令和 7 年 4 月 1 日から、第 32 条及び第 33 条の規定は令和 7 年 12 月 1 日から適用する。

（令和 8 年 3 月 31 日までの間における通勤手当に関する特例措置）

第 2 条 施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、改正後のこの規則（以下この条において「改正規則」という。）第 26 条第 4 項の規定及び別表第 5 中「使用距離が片道 65km 以上 70km 未満である職員」の区分から「使用距離が片道 100km 以上である職員」の区分までの規定は適用せず、改正規則第 26 条第 5 項及び第 7 項の規定並びに別表第 5 の規定の適用については、第 5 項中「、特別料金等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が 2 以上ある場合においては、その合計額）及び前項第 1 号に定める額」とあるのは「及び特別料金等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が 2 以上ある場合においては、その合計額）」と、「前 3 項」とあるのは「第 2 項及び第 3 項」と、第 7 項中「自動車等及び駐車場等」とあるのは「自動車等」と、別表第 5 中「使用距離が片道 60km 以上 65km 未満である職員」とあるのは「使用距離が片道 60km 以上である職員」とする。

（令和 7 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

第 3 条 令和 7 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 32 条第 2 項及び第 33 条第 2 項の規定の適用については、第 32 条第 2 項中「100 分の 126.25」とあるのは「100 分の 127.5」と、「100 分の 106.25」とあるのは「100 分の 107.5」と、「100 分の 67.5」とあるのは「100 分の 68.75」と、「100 分の 71.25」とあるのは「100 分の 72.5」と、第 33 条第 2 項中「100 分の 106.25」とあるのは「100 分の 107.5」と、「100 分の 126.25」とあるのは「100 分の 127.5」と、「100 分の 107.5」とあるのは「100 分の 108.75」と、「100 分の 51.25」とあるのは「100 分の 52.5」とする。

（給与の内払）

第 4 条 改正後のこの規則の規定を適用する場合においては、改正前のこの規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後のこの規則の規定による給与の内払とみなす。

別表第1-1 (第11条第3項第1号関係)

一般職俸給表(一)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				

71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				
112		313,300				
113		313,500				
114		313,700				
115		314,000				
116		314,400				
117		314,600				
118		314,800				
119		315,100				
120		315,400				
121		315,700				
122		315,900				
123		316,200				
124		316,500				
125		316,800				

備考 他の俸給表の適用を受けない職員に適用

別表第1-2 (第11条第3項第2号関係)

一般職俸給表(二)

職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600

18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	
86	256,000	274,100	307,200	331,200	
87	256,300	274,400	307,700	331,500	
88	256,600	274,700	308,000	331,800	
89	256,800	274,900	308,400	332,000	
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	
93	257,800	275,900	310,200	333,000	
94	258,100	276,200	310,600	333,300	
95	258,400	276,500	311,000	333,600	
96	258,600	276,700	311,500	333,800	
97	258,800	276,900	311,900	334,000	
98	259,100	277,200	312,300		
99	259,400	277,400	312,600		
100	259,600	277,700	312,900		
101	259,800	277,900	313,200		
102	260,100	278,100	313,600		
103	260,400	278,400	313,900		
104	260,600	278,700	314,300		
105	260,800	278,900	314,600		
106		279,100	315,000		
107		279,400	315,400		

108		279,600	315,600	
109		279,900	315,800	
110		280,200	316,100	
111		280,500	316,400	
112		280,700	316,600	
113		280,900	316,800	
114		281,200	317,100	
115		281,400	317,400	
116		281,600	317,600	
117		281,900	317,800	
118		282,200	318,100	
119		282,500	318,400	
120		282,700	318,600	
121		282,900	318,800	
122		283,100	319,100	
123		283,400	319,400	
124		283,700	319,600	
125		283,900	319,800	
126		284,100	320,100	
127		284,400	320,400	
128		284,700	320,600	
129		284,900	320,800	
130		285,100		
131		285,400		
132		285,700		
133		285,900		
134		286,100		
135		286,400		
136		286,700		
137		286,900		

備考 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する職員に適用

別表第1-3 (第11条第3項第3号関係)

教育職俸給表

職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	275,700	354,200	408,200	480,200
2	277,900	355,800	409,800	488,400
3	280,000	357,400	411,100	496,900
4	281,900	358,900	412,300	505,300
5	283,700	360,400	413,500	513,500
6	285,200	362,000	414,500	521,200
7	286,700	363,600	415,500	528,700
8	288,200	365,100	416,400	535,900
9	290,000	366,500	417,300	542,500
10	291,900	368,500	418,300	547,700
11	293,700	370,500	419,400	552,300
12	295,600	372,400	420,500	556,600
13	297,600	374,200	421,500	559,700
14	299,600	375,800	422,600	562,500
15	301,600	377,400	423,600	565,200
16	303,600	378,800	424,600	567,600
17	305,500	380,100	425,600	569,600
18	308,000	381,600	426,700	
19	310,700	382,800	427,800	
20	313,300	384,100	428,900	
21	315,900	385,400	429,900	
22	318,300	386,600	431,000	
23	320,700	387,800	432,100	
24	322,900	388,900	433,200	
25	325,100	390,000	434,100	
26	327,100	391,300	435,200	
27	329,100	392,600	436,200	
28	331,100	393,900	437,200	
29	333,100	395,100	438,100	
30	335,000	396,400	439,200	
31	336,900	397,700	440,200	
32	338,800	398,900	441,300	
33	340,600	400,100	442,300	
34	342,500	401,300	443,500	
35	344,400	402,500	444,600	
36	346,300	403,600	445,800	
37	348,000	404,600	446,500	
38	349,200	405,800	447,400	
39	350,300	406,900	448,300	
40	351,300	407,900	449,100	
41	351,800	409,000	449,900	
42	352,200	410,200	450,800	
43	352,600	411,300	451,600	
44	352,900	412,400	452,300	
45	353,400	413,300	453,000	
46	353,900	414,300	453,900	
47	354,400	415,300	454,800	

48	354,700	416,200	455,700
49	355,000	417,400	456,600
50	355,300	418,700	457,500
51	355,600	420,100	458,500
52	355,900	421,400	459,400
53	356,300	422,200	460,400
54	356,600	423,200	461,400
55	357,000	424,200	462,300
56	357,300	425,300	463,300
57	357,600	426,200	464,200
58	358,000	426,900	465,100
59	358,300	427,700	466,000
60	358,700	428,400	467,000
61	359,000	429,100	467,800
62	359,300	429,900	468,200
63	359,700	430,700	468,800
64	360,000	431,300	469,400
65	360,300	431,900	470,100
66	360,700	432,400	470,800
67	361,000	432,800	471,100
68	361,400	433,200	471,700
69	361,800	433,500	472,100
70	362,100	433,800	472,500
71	362,500	434,100	472,800
72	362,900	434,500	473,100
73	363,200	434,800	473,400
74	363,600	435,100	473,600
75	364,000	435,500	474,000
76	364,400	435,900	474,300
77	364,700	436,200	474,600
78	365,100	436,500	474,900
79	365,500	436,900	475,200
80	366,000	437,200	475,500
81	366,500	437,500	475,800
82	367,100	437,900	476,300
83	367,800	438,200	476,600
84	368,400	438,500	476,900
85	369,000	438,800	477,200
86	369,600	439,100	
87	370,200	439,300	
88	370,800	439,600	
89	371,300	439,900	
90	371,700	440,200	
91	372,000	440,400	
92	372,400	440,700	
93	372,800	441,000	
94	373,200	441,300	
95	373,600	441,600	
96	374,000	441,900	
97	374,600	442,200	
98	375,100	442,500	
99	375,500	442,800	
100	376,000	443,100	
101	376,400	443,400	
102	376,900	443,700	
103	377,200	444,000	
104	377,500	444,300	
105	378,000	444,500	
106	378,400		
107	378,900		
108	379,400		
109	379,800		
110	380,300		
111	380,700		
112	381,100		
113	381,500		
114	381,900		
115	382,300		
116	382,700		
117	383,100		
118	383,500		
119	383,900		
120	384,300		
121	384,600		
122	385,000		
123	385,400		
124	385,700		
125	386,100		
126	386,600		
127	387,100		
128	387,500		
129	387,900		
130	388,400		
131	388,900		
132	389,400		
133	389,900		
134	390,400		
135	390,900		
136	391,400		
137	391,900		

138	392,400			
139	392,900			
140	393,400			
141	393,900			

備考 教授, 准教授, 講師, 助教及び助手に適用

別表第1-4 (第11条第3項第4号関係)

医療職俸給表

職務 の級 号俸	1級	2級	3級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	221,700	254,700	293,900
2	223,600	256,800	294,400
3	225,400	259,000	294,900
4	227,100	261,200	295,400
5	228,800	263,400	295,800
6	230,700	264,400	296,300
7	232,500	265,200	296,800
8	234,200	266,100	297,200
9	235,900	266,900	297,600
10	237,800	268,000	298,100
11	239,700	269,100	298,600
12	241,600	270,000	299,100
13	243,400	270,800	299,500
14	245,400	271,500	300,000
15	247,400	272,200	300,400
16	249,400	273,000	300,900
17	251,400	274,100	301,400
18	253,400	275,000	301,800
19	255,500	275,900	302,300
20	257,500	276,800	302,700
21	259,400	277,800	303,200
22	260,600	278,800	303,600
23	261,700	279,700	304,100
24	262,800	280,700	304,500
25	263,900	281,500	305,000
26	264,700	282,400	305,600
27	265,600	283,300	306,300
28	266,400	284,200	307,000
29	267,200	285,200	307,700
30	267,900	285,900	308,400
31	268,600	286,600	309,100
32	269,300	287,300	309,900
33	270,100	287,900	310,600
34	270,700	288,500	311,400
35	271,300	289,000	312,100
36	271,800	289,400	312,800
37	272,400	289,800	313,500
38	273,100	290,400	314,300
39	273,800	290,900	315,100
40	274,500	291,300	315,900
41	275,200	291,700	316,500
42	275,800	292,200	317,400
43	276,500	292,600	318,400
44	277,100	293,100	319,300
45	277,900	293,600	320,100
46	278,600	294,000	321,100
47	279,300	294,500	322,100
48	279,900	294,900	323,000
49	280,400	295,400	323,900
50	280,900	295,800	324,800
51	281,300	296,300	325,800
52	281,700	296,800	326,800
53	282,000	297,200	327,600
54	282,500	297,600	328,500
55	282,900	298,100	329,500
56	283,300	298,500	330,400
57	283,700	299,000	331,300
58	284,100	299,700	332,200
59	284,400	300,400	333,200
60	284,700	301,100	334,100
61	285,100	301,800	335,000
62	285,500	302,700	336,100
63	285,900	303,600	337,300
64	286,200	304,300	338,500
65	286,500	305,000	339,200
66	286,900	305,900	340,300
67	287,300	306,700	341,400
68	287,600	307,500	342,300
69	288,000	308,200	343,400
70	288,500	309,100	344,100
71	288,900	310,000	345,200
72	289,200	310,800	346,300

73	289,600	311,700	347,400
74	290,100	312,500	348,600
75	290,600	313,400	349,700
76	291,100	314,300	350,800
77	291,600	315,100	351,900
78	292,100	316,000	353,000
79	292,700	317,000	354,000
80	293,100	317,900	355,100
81	293,600	318,400	356,000
82	294,000	319,200	357,000
83	294,500	320,100	357,900
84	295,000	320,900	358,900
85	295,400	321,700	359,800
86	295,800	322,600	360,600
87	296,300	323,600	361,400
88	296,800	324,600	362,200
89	297,200	325,500	362,800
90	297,700	326,500	363,400
91	298,200	327,500	364,000
92	298,700	328,500	364,600
93	299,200	329,300	365,000
94	299,600	330,000	365,400
95	300,100	330,700	365,900
96	300,700	331,300	366,300
97	301,300	331,800	366,800
98	301,800	332,100	367,200
99	302,300	332,600	367,700
100	302,800	333,200	368,100
101	303,200	333,600	368,400
102	303,700	334,100	368,900
103	304,100	334,700	369,200
104	304,500	335,200	369,500
105	304,900	335,600	369,900
106	305,300	336,100	370,400
107	305,700	336,600	370,900
108	306,000	337,100	371,400
109	306,200	337,500	371,900
110	306,500	337,800	372,400
111	306,700	338,100	372,900
112	307,000	338,400	373,300
113	307,300	338,700	373,700
114	307,500	339,100	374,100
115	307,800	339,400	374,600
116	308,000	339,700	375,100
117	308,300	339,900	375,500
118	308,500	340,200	376,000
119	308,800	340,500	376,500
120	309,100	340,700	377,000
121	309,400	340,900	377,300
122	309,700	341,200	
123	310,000	341,500	
124	310,300	341,800	
125	310,500	342,000	
126	310,700	342,300	
127	311,000	342,600	
128	311,400	342,800	
129	311,600	343,000	
130	311,900	343,200	
131	312,200	343,500	
132	312,600	343,700	
133	312,800	344,000	
134	313,100	344,400	
135	313,400	344,800	
136	313,700	345,200	
137	313,900	345,500	
138	314,200	345,900	
139	314,500	346,300	
140	314,800	346,700	
141	315,000	347,000	
142	315,300	347,400	
143	315,700	347,700	
144	316,000	348,100	
145	316,200	348,400	
146	316,400	348,800	
147	316,700	349,200	
148	317,000	349,600	
149	317,200	349,900	
150	317,400	350,300	
151	317,700	350,700	
152	318,000	351,100	
153	318,400	351,400	
154	318,600		
155	318,800		
156	319,100		
157	319,400		
158	319,700		
159	320,000		
160	320,300		
161	320,700		
162	321,000		

163	321,300		
164	321,600		
165	322,000		
166	322,300		
167	322,600		
168	322,900		
169	323,300		

備考 看護師等の業務に従事する職員に適用

別表第1-5 (第11条第3項第5号関係)

指定職俸給表

号俸	俸給月額
	円
1	736,000
2	794,000
3	852,000
4	933,000
5	1,006,000
6	1,078,000
7	1,153,000
8	1,224,000

備考 特に学長が指名した者に適用

- 別表第1-1-2 削除
- 別表第1-2-2 削除
- 別表第1-3-2 削除
- 別表第1-4-2 削除
- 別表第1-5-2 削除

別表第2 (第20条第2項関係)

職務の級	調整基本額
1級	10,500円
2級	11,900円
3級	12,700円
4級	15,000円

別表第3 (第21条第3項関係)

俸給表	職務の級	区分	俸給の特別調整額
一般職 俸給表 (一)	10級	I種	139,300円
	9級	I種	130,300円
		II種	104,200円
	8級	I種	117,500円
		II種	94,000円
		III種	82,200円
	7級	II種	88,500円
		III種	77,400円
		IV種	66,400円
		6級	II種
	5級	III種	72,700円
4級		IV種	62,300円
教育職 俸給表		V種	51,900円
		副学長	100,000円
		附属図書館長	45,000円
		学長補佐	40,000円
		領域長及び学科長	30,000円
	専攻長及びセンター長	15,000円	

別表第4 (第22条第2項関係)

期間	支給額
1年未満	52,100円
1年以上2年未満	52,100円
2年以上3年未満	52,100円
3年以上4年未満	52,100円
4年以上5年未満	52,100円
5年以上6年未満	52,100円
6年以上7年未満	50,300円
7年以上8年未満	48,500円
8年以上9年未満	46,700円

9年以上10年未満	44,900円
10年以上11年未満	43,100円
11年以上12年未満	41,300円
12年以上13年未満	39,500円
13年以上14年未満	37,700円
14年以上15年未満	36,300円
15年以上16年未満	34,900円
16年以上17年未満	33,500円
17年以上18年未満	32,100円
18年以上19年未満	30,700円
19年以上20年未満	29,300円
20年以上21年未満	27,900円
21年以上22年未満	27,300円
22年以上23年未満	26,700円
23年以上24年未満	25,700円
24年以上25年未満	25,100円
25年以上26年未満	24,500円
26年以上27年未満	23,900円
27年以上28年未満	23,300円
28年以上29年未満	22,500円
29年以上30年未満	22,200円
30年以上31年未満	21,800円
31年以上32年未満	21,200円
32年以上33年未満	20,300円
33年以上34年未満	19,400円
34年以上35年未満	18,700円

別表第5（第26条第2項第2号関係）

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5km未満である職員	2,000円
使用距離が片道5km以上10km未満である職員	4,200円
使用距離が片道10km以上15km未満である職員	7,300円
使用距離が片道15km以上20km未満である職員	10,400円
使用距離が片道20km以上25km未満である職員	13,500円
使用距離が片道25km以上30km未満である職員	16,600円
使用距離が片道30km以上35km未満である職員	19,700円
使用距離が片道35km以上40km未満である職員	22,800円
使用距離が片道40km以上45km未満である職員	25,900円
使用距離が片道45km以上50km未満である職員	29,100円
使用距離が片道50km以上55km未満である職員	32,300円
使用距離が片道55km以上60km未満である職員	35,500円
使用距離が片道60km以上65km未満である職員	38,700円
使用距離が片道65km以上70km未満である職員	42,200円
使用距離が片道70km以上75km未満である職員	45,700円
使用距離が片道75km以上80km未満である職員	49,200円
使用距離が片道80km以上85km未満である職員	52,700円
使用距離が片道85km以上90km未満である職員	56,200円
使用距離が片道90km以上95km未満である職員	59,600円
使用距離が片道95km以上100km未満である職員	63,000円
使用距離が片道100km以上である職員	66,400円

別表第6（第27条第2項関係）

交通距離	加算額
100km以上300km未満	8,000円
300km以上500km未満	16,000円
500km以上700km未満	24,000円
700km以上900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円
2,000km以上2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

別表第7（第31条第3項関係）

区分	支給額	
	第1項に規定する勤務（実働時間が6時間を超える勤務）	第2項に規定する勤務
指定職俸給表適用職員	18,000円	(27,000円)
俸給の特 別調整額 適用職員	I種適用職員	12,000円 (18,000円)
	II種適用職員	10,000円 (15,000円)
	III種適用職員	8,500円 (12,750円)
	IV種適用職員	7,000円 (10,500円)
	V種及びVI種適用職員	6,000円 (9,000円)

別表第8（第32条第2項関係）

俸給表	職員	加算割合
一般職俸給表(一)	職務の級8級以上の職員	100分の20
	職務の級7級及び6級の職員	100分の15
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5

一般職俸給表(二)	職務の級5級の職員	100分の10
	職務の級4級の職員及び3級の職員(学長が定める職員に限る。)	100分の5
教育職俸給表	職務の級5級の職員	100分の20
	職務の級4級の職員	100分の15(学長が定める職員にあつては100分の20)
	職務の級3級及び2級の職員	100分の10(職務の級3級の職員のうち学長が定める職員にあつては100分の15)
	職務の級1級(基準日現在における修士課程修了後の経験年数が5年以上の職員に限る。)の職員	100分の5
医療職俸給表	職務の級3級の職員及び2級の職員(基準日現在における短期大学(3年制の課程)卒業後の経験年数が15年以上の職員に限る。)	100分の5
指定職俸給表	指定職俸給表の適用を受ける職員	100分の20

備考 特命職及び再雇用職員の加算割合は、当分の間、100分の0とする。

別表第9(第32条第2項関係)

俸給表	職務の級	俸給の特別調整額の区分	加算割合
一般職俸給表(一)	7級以上	I種	100分の25
		II種	100分の15
教育職俸給表	4級以上	II種	100分の15
		III種	100分の10
指定職俸給表	指定職俸給表の適用を受ける職員		100分の25

別表第10(第32条第2項, 第34条第2項関係)

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

別表第11(第33条第2項関係)

勤務成績	割合
6月	100分の100
5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

別表第12(第35条第2項関係)

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
25,100円	14,300円	9,600円

備考1 「扶養親族」には、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている配偶者を含むものとする。

2 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて寒冷地に居住する扶養親族のないものうち、

別表第12の2(第35条の2第2項関係)

入試区分	担当の業務	手当額	
大学入学 共通テスト	試験場主任	50,000円/回	
	試験場副主任	30,000円/回	
	監督班長	30,000円/回	
	監督班	A 監督者	15,000円/日
		B 監督補助者	5,000円/日
	試験場班	11,000円/日	
	総務班	11,000円/日	
	救護班	A 医師	15,000円/日
		B 看護師	11,000円/日
	前期日程 試験(学部昼間・ 夜間主 コース)	試験場主任	25,000円/回
試験場副主任		15,000円/回	
監督班長		15,000円/回	
監督班		10,000円/日	
試験場班		7,000円/日	
総務班		7,000円/日	
救護班		A 医師	10,000円/日
		B 看護師	7,000円/日

	出題業務(点検業務を含む。)	A	チーフ	55,000円/回
		B		45,000円/回
	採点業務(点検業務を含む。)	A	チーフ	13,500円/日
		B		11,500円/日
後期日程試験(学部昼間・夜間主コース)	調査書採点業務			7,000円/回
	調査書採点業務			7,000円/回
総合型選抜、学校推薦型選抜	入試業務	A	試験監督	5,000円/回。ただし、休日に実施する場合は10,000円/回。
		B	試験監督以外の業務	3,000円/回。ただし、休日に実施する場合は7,000円/回。
	救護業務	A	医師	5,000円/回。ただし、休日に実施する場合は10,000円/回。
		B	看護師	3,000円/回。ただし、休日に実施する場合は7,000円/回。
	出題業務(点検業務を含む。)	A	チーフ	20,000円/回
		B	サブチーフ	18,000円/回
		C		15,000円/回
	採点業務(点検業務を含む。)			10,000円/回
	調査書採点業務			7,000円/回
	特別選抜、編入学試験、大学院入試	入試業務	A	試験監督
B			試験監督以外の業務	3,000円/回。ただし、休日に実施する場合は7,000円/回。
救護業務		A	医師	5,000円/回。ただし、休日に実施する場合は10,000円/回。
		B	看護師	3,000円/回。ただし、休日に実施する場合は7,000円/回。
出題業務及び採点業務(点検業務を含む。)		A	筆記試験	15,000円/回
		B	口述試験	10,000円/回

別表第13 削除
別表第14 削除
別表第15 削除

別表第16 (附則第2条第1号関係)

旧俸給表	新俸給表
行政職俸給表(一)	一般職俸給表(一)
行政職俸給表(二)	一般職俸給表(二)
教育職俸給表(一)	教育職俸給表
医療職俸給表(二)	医療職俸給表
指定職俸給表	指定職俸給表

別表第17 (附則第2条第1項関係)

平成16年11月から平成17年3月	6,000円
平成17年11月から平成18年3月	10,000円
平成18年11月から平成19年3月	14,000円
平成19年11月から平成20年3月	14,000円
平成20年11月から平成21年3月	18,000円
平成21年11月から平成22年3月	22,000円

別表第18 (附則第2条関係)

俸給表	旧級	新級
一般職俸給表(一)	1	1
	2	
	3	2
	4	3
	5	
	6	4
	7	5
	8	6
	9	7
	10	8
	11	9
	10	
	1	1
	2	2

一般職俸給表(二)	3	3
	4	
	5	4
	6	5
	1	(廃止)
教育職俸給表	2	1
	3	2
	4	3
	5	4
		5
医療職俸給表	1	1
	2	2
	3	3
	4	4
	5	5
	6	6
	7	7

別表第19 (附則第3条第1項関係)
イ 一般職俸給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30

14	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
16	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
17	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
18	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
19	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57	53	
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58	54	
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59	55	
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60	56	
20	12月以上		93	77	62	81	69	65	61	57	
	3月未滿			77	62	81	69	65	61	57	
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62	58	
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63	59	
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64	60	
21	12月以上			81	63	85	73	69	65	61	
	3月未滿			81	63	85	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68	64	
22	12月以上			85	65	89	77	73	69	65	
	3月未滿			85	65	89	77	73	69	65	
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75	71	67	
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76	72	68	
23	12月以上			89	67	93	81	77	73	69	
	3月未滿			89	67	93	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿			90	67	94	82	78	74	70	
	6月以上9月未滿			91	68	95	83	79	75	71	
	9月以上12月未滿			92	68	96	84	80	76	72	
24	12月以上			93	69	97	85	81	77	73	
	3月未滿			93	69	97	85	81	77	73	
	3月以上6月未滿			94	70	98	86	82	78	74	
	6月以上9月未滿			95	71	99	87	83	79	75	
	9月以上12月未滿			96	72	100	88	84	80	76	
25	12月以上			97	73	101	89	85	81	77	
	3月未滿			97	73	101	89	85	81	77	
	3月以上6月未滿			98	73	102	90	86	82	78	
	6月以上9月未滿			99	74	103	91	87	83	79	
	9月以上12月未滿			100	74	104	92	88	84	80	
26	12月以上			101	75	105	93	89	85	81	
	3月未滿			101	75	105	93	89	85	81	
	3月以上6月未滿			102	75	106	94	90	86	82	
	6月以上9月未滿			103	76	107	95	91	87	83	
	9月以上12月未滿			104	76	108	96	92	88	84	
27	12月以上			105	77	109	97	93	89	85	
	3月未滿			105	77	109	97	93	89	85	
	3月以上6月未滿			106	78	110	98	94	90	86	
	6月以上9月未滿			107	79	111	99	95	91	87	
	9月以上12月未滿			108	80	112	100	96	92	88	
28	12月以上			109	81	113	101	97	93	89	
	3月未滿			109	81	113	101	97	93	89	
	3月以上6月未滿			110	82	114	102	98	94	90	
	6月以上9月未滿			111	83	115	103	99	95	91	
	9月以上12月未滿			112	84	116	104	100	96	92	
29	12月以上			113	85	117	105	101	97	93	
	3月未滿			113	85	117	105	101	97	93	
	3月以上6月未滿			114	86	118	106	102	98	94	
	6月以上9月未滿			115	87	119	107	103	99	95	
	9月以上12月未滿			116	88	120	108	104	100	96	
30	12月以上			117	89	121	109	105	101	97	
	3月未滿			117	89	121	109	105	101	97	
	3月以上6月未滿			118	90	122	110	106	102	98	
	6月以上9月未滿			119	91	123	111	107	103	99	
	9月以上12月未滿			120	92	124	112	108	104	100	
31	12月以上			121	93	125	113	109	105	101	
	3月未滿			121	93	125	113	109	105	101	
	3月以上6月未滿			122	94	126	114	110	106	102	
	6月以上9月未滿			123	95	127	115	111	107	103	
	9月以上12月未滿			124	96	128	116	112	108	104	
	12月以上			125	97	129	117	113	109	105	
	3月未滿			125	97	129	117	113	109	105	
	3月以上6月未滿			125	97	129	117	113	109	105	

32	6月以上9月未満			125						
	9月以上12月未満			125						
	12月以上			125						

ロ 一般職俸給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満			1	1	5	1	1
	3月以上6月未満			1	1	6	1	1
	6月以上9月未満			1	1	7	1	1
	9月以上12月未満			1	1	8	1	1
	12月以上			1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45	45
	3月未満	61	61	57	69	49	45	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46	46

17	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
19	12月以上	69	69	65	77	57	53
	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
20	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
21	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
	3月未満	77	77	69	85	65	61
22	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
23	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
24	12月以上	85	85	75	93	73	69
	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
25	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
	3月未満	89	89	77	97	77	69
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	70
26	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	70
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	70
	12月以上	93	93	79	101	81	70
	3月未満	93	93	79	101	81	70
27	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	70
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	70
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	70
	12月以上	97	97	81	105	85	70
28	3月未満	97	97	81	105	85	70
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	70
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	70
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	70
29	12月以上	101	101	85	109	89	70
	3月未満	101	101	85	109	89	70
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	70
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	70
30	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	70
	12月以上	105	105	87	113	93	70
	3月未満	105	105	87	113	93	70
	3月以上6月未満	106	106	87	114	94	70
31	6月以上9月未満	107	107	88	115	95	70
	9月以上12月未満	108	108	88	116	96	70
	12月以上	109	109	89	117	97	70
	3月未満	109	109	89	117	97	70
32	3月以上6月未満	110	110	90	118	98	70
	6月以上9月未満	111	111	91	119	99	70
	9月以上12月未満	112	112	92	120	100	70
	12月以上	113	113	93	121	101	70
33	3月未満	113	113	93	121	101	70
	3月以上6月未満	114	114	93	122	102	70
	6月以上9月未満	115	115	94	123	103	70
	9月以上12月未満	116	116	94	124	104	70
34	12月以上	117	117	95	125	105	70
	3月未満	117	117	95	125	105	70
	3月以上6月未満	118	118	95	126	106	70
	6月以上9月未満	119	119	96	127	107	70
35	9月以上12月未満	120	120	96	128	108	70
	12月以上	121	121	97	129	109	70
	3月未満	121	121	97	129	109	70
	3月以上6月未満	121	122				
36	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
	3月未満		125				
37	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ハ 教育職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級			
	経過期間	2級	3級	4級
	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1

1	6月以上9月未滿		1	1
	9月以上12月未滿		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未滿	1	1	1
	3月以上6月未滿	2	2	1
	6月以上9月未滿	3	3	1
	9月以上12月未滿	4	4	1
	12月以上	5	5	1
3	3月未滿	5	5	1
	3月以上6月未滿	6	6	1
	6月以上9月未滿	7	7	1
	9月以上12月未滿	8	8	1
	12月以上	9	9	1
4	3月未滿	9	9	1
	3月以上6月未滿	10	10	2
	6月以上9月未滿	11	11	3
	9月以上12月未滿	12	12	4
	12月以上	13	13	5
5	3月未滿	13	13	5
	3月以上6月未滿	14	14	6
	6月以上9月未滿	15	15	7
	9月以上12月未滿	16	16	8
	12月以上	17	17	9
6	3月未滿	17	17	9
	3月以上6月未滿	18	18	10
	6月以上9月未滿	19	19	11
	9月以上12月未滿	20	20	12
	12月以上	21	21	13
7	3月未滿	21	21	13
	3月以上6月未滿	22	22	14
	6月以上9月未滿	23	23	15
	9月以上12月未滿	24	24	16
	12月以上	25	25	17
8	3月未滿	25	25	17
	3月以上6月未滿	26	26	18
	6月以上9月未滿	27	27	19
	9月以上12月未滿	28	28	20
	12月以上	29	29	21
9	3月未滿	29	29	21
	3月以上6月未滿	30	30	22
	6月以上9月未滿	31	31	23
	9月以上12月未滿	32	32	24
	12月以上	33	33	25
10	3月未滿	33	33	25
	3月以上6月未滿	34	34	26
	6月以上9月未滿	35	35	27
	9月以上12月未滿	36	36	28
	12月以上	37	37	29
11	3月未滿	37	37	29
	3月以上6月未滿	38	38	30
	6月以上9月未滿	39	39	31
	9月以上12月未滿	40	40	32
	12月以上	41	41	33
12	3月未滿	41	41	33
	3月以上6月未滿	42	42	34
	6月以上9月未滿	43	43	35
	9月以上12月未滿	44	44	36
	12月以上	45	45	37
13	3月未滿	45	45	37
	3月以上6月未滿	46	46	38
	6月以上9月未滿	47	47	39
	9月以上12月未滿	48	48	40
	12月以上	49	49	41
14	3月未滿	49	49	41
	3月以上6月未滿	50	50	42
	6月以上9月未滿	51	51	43
	9月以上12月未滿	52	52	44
	12月以上	53	53	45
15	3月未滿	53	53	45
	3月以上6月未滿	54	54	46
	6月以上9月未滿	55	55	47
	9月以上12月未滿	56	56	48
	12月以上	57	57	49
16	3月未滿	57	57	49
	3月以上6月未滿	58	58	50
	6月以上9月未滿	59	59	51
	9月以上12月未滿	60	60	52
	12月以上	61	61	53
17	3月未滿	61	61	53
	3月以上6月未滿	62	62	54
	6月以上9月未滿	63	63	55
	9月以上12月未滿	64	64	56
	12月以上	65	65	57
18	3月未滿	65	65	57
	3月以上6月未滿	66	66	58
	6月以上9月未滿	67	67	59
	9月以上12月未滿	68	68	60
	12月以上	69	69	61
	3月未滿	69	69	61
	3月以上6月未滿	70	70	62

19	6月以上9月未滿	71	71	63
	9月以上12月未滿	72	72	64
	12月以上	73	73	65
20	3月未滿	73	73	65
	3月以上6月未滿	74	74	66
	6月以上9月未滿	75	75	67
	9月以上12月未滿	76	76	68
21	12月以上	77	77	69
	3月未滿	77	77	69
	3月以上6月未滿	78	78	70
	6月以上9月未滿	79	79	71
22	9月以上12月未滿	80	80	72
	12月以上	81	81	73
	3月未滿	81	81	73
	3月以上6月未滿	82	82	74
23	6月以上9月未滿	83	83	75
	9月以上12月未滿	84	84	76
	12月以上	85	85	77
	3月未滿	85	85	77
24	3月以上6月未滿	86	86	78
	6月以上9月未滿	87	87	79
	9月以上12月未滿	88	88	80
	12月以上	89	89	81
25	3月未滿	89	89	81
	3月以上6月未滿	90	90	82
	6月以上9月未滿	91	91	83
	9月以上12月未滿	92	92	84
26	12月以上	93	93	85
	3月未滿	93	93	85
	3月以上6月未滿	94	94	86
	6月以上9月未滿	95	95	87
27	9月以上12月未滿	96	96	88
	12月以上	97	97	89
	3月未滿	97	97	89
	3月以上6月未滿	98	98	90
28	6月以上9月未滿	99	99	91
	9月以上12月未滿	100	100	92
	12月以上	101	101	93
	3月未滿	101	101	
29	3月以上6月未滿	102	102	
	6月以上9月未滿	103	103	
	9月以上12月未滿	104	104	
	12月以上	105	105	
30	3月未滿	105	105	
	3月以上6月未滿	106	106	
	6月以上9月未滿	107	107	
	9月以上12月未滿	108	108	
31	12月以上	109	109	
	3月未滿	109		
	3月以上6月未滿	110		
	6月以上9月未滿	111		
32	9月以上12月未滿	112		
	12月以上	113		
	3月未滿	113		
	3月以上6月未滿	114		
33	6月以上9月未滿	115		
	9月以上12月未滿	116		
	12月以上	117		
	3月未滿	117		
34	3月以上6月未滿	118		
	6月以上9月未滿	119		
	9月以上12月未滿	120		
	12月以上	121		
粹外	3月未滿	121		
	3月以上6月未滿	122		
	6月以上9月未滿	123		
	9月以上12月未滿	124		
粹外	12月以上	125		
	3月未滿	125		
	3月以上6月未滿	126		
	6月以上9月未滿	127		
粹外	9月以上12月未滿	128		
	12月以上	129		
	3月未滿	129		
	3月以上6月未滿	130		
粹外	6月以上9月未滿	131		
	9月以上12月未滿	132		
	12月以上	133		
	3月未滿	133	109	93
粹外	3月以上6月未滿	134	110	94
	6月以上9月未滿	135	111	95
	9月以上12月未滿	136	112	96
	12月以上	137	113	97
粹外	3月未滿	137	113	97
	3月以上6月未滿	138	114	98
	6月以上9月未滿	139	115	99
	9月以上12月未滿	140	116	100
粹外	12月以上	141	117	101
	3月未滿	141	117	101
粹外	3月以上6月未滿	141	117	101

枠外	6月以上9月未満	141	117	101
	9月以上12月未満	141	117	101
	12月以上	141	117	101

ニ 医療職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間 旧級	新号俸						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46

17	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	52
19	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
	3月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	55
20	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
	3月未滿	73	73	73	69	65	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	58
21	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	60
	12月以上	77	77	77	73	69	65	61
	3月未滿	77	77	77	73	69	65	61
22	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68	64
	12月以上	81	81	81	77	73	69	65
23	3月未滿	81	81	81	77	73	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	72	68
24	12月以上	85	85	85	81	77	73	69
	3月未滿	85	85	85	81	77	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78	74	70
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79	75	71
25	9月以上12月未滿	88	88	88	84	80	76	72
	12月以上	89	89	89	85	81	77	73
	3月未滿	89	89	89	85	81	77	73
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82	78	74
26	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83	79	75
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	84	80	76
	12月以上	93	93	93	89	85	81	77
	3月未滿	93	93	93	89	85	81	77
27	3月以上6月未滿	94	94	94	90	86	82	78
	6月以上9月未滿	95	95	95	91	87	83	79
	9月以上12月未滿	96	96	96	92	88	84	80
	12月以上	97	97	97	93	89	85	81
28	3月未滿	97	97	97	93	89	85	81
	3月以上6月未滿	98	98	98	94	90	86	82
	6月以上9月未滿	99	99	99	95	91	87	83
	9月以上12月未滿	100	100	100	96	92	88	84
29	12月以上	101	101	101	97	93	89	85
	3月未滿	101	101	101	97	93	89	85
	3月以上6月未滿	102	102	102	98	94	90	86
	6月以上9月未滿	103	103	103	99	95	91	87
30	9月以上12月未滿	104	104	104	100	96	92	88
	12月以上	105	105	105	101	97	93	89
	3月未滿	105	105	105	101	97	93	89
	3月以上6月未滿	106	106	106	102	98	94	90
31	6月以上9月未滿	107	107	107	103	99	95	91
	9月以上12月未滿	108	108	108	104	100	96	92
	12月以上	109	109	109	105	101	97	93
	3月未滿	109	109	109	105	101	97	93
32	3月以上6月未滿	110	110	110				
	6月以上9月未滿	111	111	111				
	9月以上12月未滿	112	112	112				
	12月以上	113	113	113				
33	3月未滿	113	113	113				
	3月以上6月未滿	114	114	114				
	6月以上9月未滿	115	115	115				
	9月以上12月未滿	116	116	116				
34	12月以上	117	117	117				
	3月未滿	117	117	117				
	3月以上6月未滿	118	118	118				
	6月以上9月未滿	119	119	119				
35	9月以上12月未滿	120	120	120				
	12月以上	121	121	121				
	3月未滿	121	121	121				
	3月以上6月未滿	122	122	122				
36	6月以上9月未滿	123	123	123				
	9月以上12月未滿	124	124	124				
	12月以上	125	125	125				
	3月未滿	125	125	125				
37	3月以上6月未滿	126	126	126				
	6月以上9月未滿	127	127	127				
	9月以上12月未滿	128	128	128				
	12月以上	129	129	129				
38	3月未滿	129	129	129				
	3月以上6月未滿	130	130	130				
	6月以上9月未滿	131	131	131				
	9月以上12月未滿	132	132	132				
39	12月以上	133	133	133				
	3月未滿	133	133	133				
	3月以上6月未滿	134	134	134				

35	6月以上9月未満	135	135					
	9月以上12月未満	136	136					
	12月以上	137	137					
36	3月未満	137	137					
	3月以上6月未満	138	138					
	6月以上9月未満	139	139					
37	9月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
	3月未満	141	141					
38	3月以上6月未満	142	142					
	6月以上9月未満	143	143					
	9月以上12月未満	144	144					
39	12月以上	145	145					
	3月未満	145	145					
	3月以上6月未満	146	146					
40	6月以上9月未満	147	147					
	9月以上12月未満	148	148					
	12月以上	149	149					
41	3月未満	149	149					
	3月以上6月未満	150	150					
	6月以上9月未満	151	151					
42	9月以上12月未満	152	152					
	12月以上	153	153					
	3月未満	153	153					
43	3月以上6月未満	154	154					
	6月以上9月未満	155	155					
	9月以上12月未満	156	156					
44	12月以上	157	157					
	3月未満	157	157					
	3月以上6月未満	158	158					
45	6月以上9月未満	159	159					
	9月以上12月未満	160	160					
	12月以上	161	161					

別表第20 (附則第3条第2項関係)
イ 旧級が一般職俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	経過期間	9級	10級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1

11	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
13	12月以上	25	5
	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
14	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
15	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

ロ 旧級が教育職俸給表の5級である職員の新号俸

旧号俸	旧級	4級	5級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
3	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
4	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
5	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
6	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
8	12月以上	9	1
	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
9	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
10	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
	3月未満	17	1
11	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
	3月未満	29	1

13	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
14	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
15	12月以上	37	1
	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
16	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
17	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
	3月未満	45	1
18	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
19	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
20	12月以上	53	1
	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	1
	6月以上9月未満	55	1
21	9月以上12月未満	56	1
	12月以上	57	1
	3月未満	57	1
	3月以上6月未満	58	2
22	6月以上9月未満	59	3
	9月以上12月未満	60	4
	12月以上	61	5
	3月未満	61	5
23	3月以上6月未満	62	6
	6月以上9月未満	63	7
	9月以上12月未満	64	8
	12月以上	65	9
枠外	3月未満	65	9
	3月以上6月未満	66	9
	6月以上9月未満	67	10
	9月以上12月未満	68	10
枠外	12月以上	69	11
	3月未満	69	11
	3月以上6月未満	70	11
	6月以上9月未満	71	12
枠外	9月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13
	3月未満	73	
	3月以上6月未満	74	
枠外	6月以上9月未満	75	
	9月以上12月未満	76	
	12月以上	77	
	3月未満	77	
枠外	3月以上6月未満	78	
	6月以上9月未満	79	
	9月以上12月未満	80	
	12月以上	81	
枠外	3月未満	81	
	3月以上6月未満	81	
	6月以上9月未満	81	
	9月以上12月未満	81	
枠外	12月以上	81	

別表第21 (附則第2条関係)

イ 一般職俸給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3

16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							

106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	

78	62	74	74
79	63	75	75
80	64	76	76
81	65	77	77
82	66	78	78
83	67	79	79
84	68	80	80
85	69	81	81
86	70	82	82
87	71	83	83
88	72	84	84
89	73	85	85
90	74	86	86
91	75	87	87
92	76	88	88
93	77	89	89
94	78	90	90
95	79	91	91
96	80	92	92
97	81	93	93
98	82	94	94
99	83	95	95
100	84	96	96
101	85	97	97
102	86	98	
103	87	99	
104	88	100	
105	89	101	
106	90	102	
107	91	103	
108	92	104	
109	93	105	
110	94	106	
111	95	107	
112	96	108	
113	97	109	
114	98	110	
115	99	111	
116	100	112	
117	101	113	
118	102	114	
119	103	115	
120	104	116	
121	105	117	
122		118	
123		119	
124		120	
125		121	
126		122	
127		123	
128		124	
129		125	
130		126	
131		127	
132		128	
133		129	

ハ 教育職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2

26	14	10	2
27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3
32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6
44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7
48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	9
56	44	40	9
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12
67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13
72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13
75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14
78	66	62	14
79	67	63	14
80	68	64	14
81	69	65	15
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ニ 医療職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	職務の級 3級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14
19	15
20	16
21	17
22	18
23	19
24	20
25	21
26	22
27	23
28	24
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	30
35	31
36	32
37	33
38	34
39	35
40	36
41	37
42	38
43	39
44	40
45	41
46	42
47	43
48	44
49	45
50	46
51	47
52	48
53	49
54	50
55	51
56	52
57	53
58	54
59	55
60	56
61	57
62	58
63	59
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	66
71	67

72	68
73	69
74	70
75	71
76	72
77	73
78	74
79	75
80	76
81	77
82	78
83	79
84	80
85	81
86	82
87	83
88	84
89	85
90	86
91	87
92	88
93	89
94	90
95	91
96	92
97	93
98	94
99	95
100	96
101	97
102	98
103	99
104	100
105	101
106	102
107	103
108	104
109	105
110	106
111	107
112	108
113	109
114	110
115	111
116	112
117	113
118	114
119	115
120	116
121	117
122	118
123	119
124	120
125	121